

# イギリスにおける男女別保険料率禁止の影響

森 田 理 恵

## 1. 問題の所在

日本において、生命保険は身近な存在である。ここで、生命保険とは、毎月一定の保険料を支払い、死亡時に保険金の全額が支払われる生命保険のことである。

現在、生命保険の加入率は、約8割であるとされている<sup>1)</sup>。しかしこれは、これは若年層の加入率が低いためであり、40代から50代の働き盛りの男性に限れば9割近い加入率である。また、生命保険（個人年金保険を含む）の世帯加入率（2人以上の世帯対象）は、90.5%である<sup>2)</sup>。これは、生命保険が自分の死後も家族に今と同じ暮らしをさせてやりたいという思いからかけられるものでありということを示すものであり、保険勧誘が、「大事な人のために残してあげる」、「家族への最後の愛の形です」という惹句（キャッチフレーズ）でなされていることから明らかである。これは、日本の文化に根差す「家族」の形に深くかかわる考え方であり、またほとんど家族で支持されている考え方である。

この生命保険は、民間の企業によって販売されるものであり、保険契約に加入したいと思う人が、自らの意思によって保険会社に出向くことによって（または、インターネット上で、保険会社のホームページにアクセスすることによって）、自らの意思により任意に行う契約である。従って、病院で治

---

(1) 公益財団法人生命保険文化センターホームページ「生命保険に加入している人はどれくらい？」<http://www.jili.or.jp/lifeplan/lifesecurity/provision/8.html>

(2) 「平成24年度生命保険に関する全国実態調査（速報版）」公益財団法人生命保険文化センター

療時などに適用される国民皆保険である健康保険とは、まったく異なるものである。

従来は、保険契約は、保険外交員が家庭や職場等を訪問することにより、保険外交員との人的関係性によりなされるということが一般的であった。しかしながら、近年、外国企業の参入およびインターネットによる加入手続きの普及により、人的関係性を持たない保険会社と任意に保険契約を締結する割合が増加している。

さらに、諸外国との政府間交渉における非関税障壁の撤廃要求等により、諸外国での保険業界での動向が、日本に大きな影響を与えている。

そのような状況の下、2011年、EU 司法裁判所は、保険の男女差別免除規定は無効とした。即ち、EU 指令は、2004年に、男女均等待遇の実施に関して保険料率等の算定に関する免除規定を設けた。これにより、各加盟国は一定の条件下で男女保険料率等の差を認めてよいとされていたが、この免除規定が、上記の EU 司法裁判所の判決によって無効となったのである。

これは、直ちに、日本における保険契約に影響を与えるものではないが、外資系企業との競争が問題となる以上、無関係ということはありません。本稿では、この判決、および、この判決に対するイギリスの反応を概観することにより、日本への影響を検討し、日本法への示唆をなすことを目的とする。

## 2. 保険料率の概要

一般に、保険契約の加入を検討する際、保険会社から提示される様々な情報のうち、重要とされるのは、「毎月の掛け金」と「死亡時の受取額」である。保険法上、「毎月の掛け金」とは「保険料」のことであり、「死亡時の受取額」とは「保険金」のことである。

保険料の仕組みは、以下の通りである<sup>(3)</sup>。

---

(3) 財団法人生命保険協会ホームページ生命保険の基礎知識 STEP7  
<http://www.seiho.or.jp/data/billboard/introduction/content07/>

生命保険の保険料は、予定死亡率・予定利率・予定事業費率の3種の予定率に基づき計算される。

予定死亡率とは、過去の統計をもとに、男女別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払いに充てるために必要な保険料を算定する。この計算に用いる死亡率が予定死亡率であり、社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁が認可したものである。

生命保険会社は、資産運用によりあらかじめ一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引く。この割引率が予定利率である。

さらに、生命保険会社は、保険業の運営上必要とする経費を事前に想定し、その経費を保険料に組み込むことになるが、この割合が予定事業費率である。

予定利率は、主務官庁から認可を受けており、「保険料及び責任準備金の算出方法書<sup>(4)</sup>」に記載されている。

保険会社は、将来の保険金等の支払いに備えた準備金を積み立てる必要があり、この準備金を「責任準備金」という。保険会社は、「保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、積み立てること」とされる<sup>(5)</sup>。責任準備金の積立て水準は、積立方式と計算基礎率によって決定される。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎を使用していたが、平成7年改正保険業法により、「標準責任準備金制度」が導入された。これにより、責任準備金の積立方式および予定死亡率その他の責任準備金の計算基礎となるべき係数の水準について、内閣総理大臣が必要な定めをすることができることとなった。これは、保険会社が設定する保険料水準に関わらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から改正されたものである。標準責任準備金制度で規定される予定利率（いわゆる「標準利率」）は、大蔵省告示第48条第4号<sup>(6)</sup>の規定が適用される。この標準利率は、新発10年物国債の応募者利回りをもとに、金利変動を緩和するための対象利率を

---

(4) 保険業法施行規則第10条

(5) 保険会社保険業法第116条第2項

(6) 平成8年2月29日

決め、さらに、安全性を増加した上で基準利率を決め、これの変動幅を減少させるように、金融庁が決定する。

標準利率と保険料算出の予定利率は、直結しない。しかし、責任準備金の予定利率が保険料算出の予定利率より低い場合には、保険料と比較してより高額の責任準備金を計上することが必要となるため、その差額は、保険会社が負担することになる。従って、一般的に、保険料算出の予定利率は標準利率に合わせられる<sup>7)</sup>。

2012年9月、標準利率が12年ぶりに、現行1.5%から1%に変更されることが決定し、2013年4月から適用される。標準利率は、毎年、10月の国債応募者利回りに基づき9月に検討される。2012年において、現行の基準利率と標準利率との乖離が0.5%以上になったため、2013年度4月1日からの変更となったものである。

予定死亡率に関しての変更はない。

各保険会社は、標準利率をもとに、保険料の運用保証利回りである予定利率を決定し、これに基づき、保険料が計算される。各保険会社は、保険料を独自に計算することになっており、予定利率の決定に関して義務を課せられているわけではない。保険料は、責任準備金と利益とから成り立っているが、責任準備金が90%以上を占める保険会社がほとんどである。保険商品の設計は、監督官庁の認可を必要とするが、この認可において、保険監督は、責任準備金を判断基準に置いているため、実際上は、自由度は低く、各社が保険料率を算出しているという建前となっているが、実際には、横並びとなっている。このため、この標準利率の引下げにより、平成25年4月より生命保険各社における保険料の値上げが予想された<sup>8)</sup>。

しかしながら、平成25年1月、かんぽ生命保険と日本生命保険は、4月以降も主力商品の保険料を据え置く方針を公表した<sup>9)</sup>。このように、監督官庁

(7) 「予定利率と標準責任準備金制度」相原浩司 トーマツ

[http://www.tohmatu.com/view/ja\\_JP/jp/knowledge/fi/9ee4e8f4efcf310VgnVCM1000003156f70aRCRD.htm](http://www.tohmatu.com/view/ja_JP/jp/knowledge/fi/9ee4e8f4efcf310VgnVCM1000003156f70aRCRD.htm)

(8) 「生保の保険料、値上げへ 標準利率下げ確定」産経新聞電子版（平成24年9月4日）

が認可し、各社横並びであったため、生命保険の保険料率は一定であると認識されていたが、実際には、各社が独自の保険料率を算出し、監督官庁がそれを認可するという可能性がある。

### 3. EU 司法裁判所判決

2009年12月1日のリスボン条約の発効により、欧州連合（EU）の司法機関として、欧州司法裁判所は、EU 司法裁判所となった。EU 司法裁判所は、加盟国の裁判所または審判所の要請に基づき、EU 法の解釈又はEU の各機関によって採択された行為の有効性について先行裁定を行う。この制度により、EU の各加盟国は、解釈の相違が生じることなく、この裁定に従う義務を負う。

EU 条約第6条は、EU 基本権憲章に定める権利及び原則を承認し、同憲章がEU の基本条約と同等の法的価値を有すると定める。同憲章第21条および第23条は、性による差別を禁止し、すべての分野における男女間の平等を確保するものとし、EU 運営条約第8条において、男女間の不平等の除去及び平等の促進を目指している。

EU では、2004年、この原則を各加盟国に浸透させるため、「物品およびサービスへのアクセスとその供給における男女均等待遇原則を実施する理事会指令<sup>(9)</sup>」を制定し、各加盟国は、2007年12月21日までにこれを実施する国内法の制定を義務付けられた。その第5条第1項は、各加盟国に対して、2007年12月21日以降に締結するすべての契約においては、保険その他関連金融事業における保険料及び保険給付金を算定する要素に性別を用いることにより個々の保険料等に差が生じることのないようにしなければならないとした。しかしながら、同5条第2号において、免除規定が存在する。即ち、

---

(9) 「かんぽ・日生、保険料据え置き 主力商品で4月以降」日本経済新聞電子版（平成25年1月20日）

(10) Council Directive 2004/113/EC of 13 December 2004

「第1号の規定にかかわらず、各加盟国は、2007年12月21日より前に性別が決定的に影響を与える要素であることが統計により明らかである場合には、男女の保険料及び保険給付金差を設けることを認可することができる。当該各加盟国は、欧州委員会に報告し、かつ、確実に保険料率の決定要素としての性別の利用に関する正確な情報を収集し、公表し及び定期的に更新しなければならない。これらの加盟国は、その決定を第16条に規定する欧州委員会の報告書を考慮しつつ、2007年12月21日より5年目に見直し、その結果を欧州委員会に送付しなければならない」と規定した。この免除規定により、保険契約における男女別保険料率の使用は認められていた。

この免除規定は、保険に関する期限のない不平等の措置を認めるものであって、多くの加盟国はこの免除規定を国内で適用している。

このような状況の下、ベルギーの消費者協会である Test-Achts が、当該免除規定は男女均等原則に反するとして、この指令を同国の国内用として規定する2007年12月21日の法律の無効を求めてベルギー憲法裁判所に提訴した。同憲法裁判所は、審理の結果、これは、EU 法解釈の問題としてこの審理手続きを留保し、欧州司法裁判所に先決裁定を求めること、2009年6月18日に決定し、欧州司法裁判所は、2009年6月29日にこれを受理した。

先決裁定が求められた内容は、次の2点である。

- ①指令2004/113/EC 第5条第2項は、EU 条約第6条第2項、より具体的には当該規定の保障する平等及び非差別の原則と両立するか。
- ②仮に①に対する回答が「両立しない」であるならば、その適用を生命保険契約に限定するとしても、同司令第5条第2号は、EU 条約第6条第2項と矛盾するのではないか。

EU 司法裁判所では、アヴォカ法務官から、2010年9月30日、当該指令の免除規定は無効であるとの意見が公表された。2011年3月1日、大法廷は、提訴内容を認め、当該免除規定を2012年12月21日から無効とする判決を下した<sup>(11)</sup>。

これは、EU 司法裁判所の確定判決であり、上訴することはできない。ま

た、この先決裁定の結果は、ベルギーのみならず EU 各加盟国を拘束する。従って、EU 各加盟国内の生命保険・損害保険・医療保険等すべての保険契約について、2012年12月21日より、現在の男女別保険料率を廃止し、男女共通の保険料率を導入する義務が課されたこととなった。

EU 条約第 6 条は、「EU 基本権憲章に定める権利、自由及び原則を承認し、同憲章が EU の基本条約と同等の法的価値を有する」と定める。

同憲章第21条および第23条は、性別による差別を禁止し、すべての分野において男女間の平等を確保するものとされる。

EU は、2000年以降、この原則を各加盟国に浸透させるために4つの EU 指令を相次いで採択した。「物品およびサービスへのアクセスとその供給における男女均等待遇原則の実施に関する指令」において、男女均等待遇の原則とは、性別に基づく直接または間接の差別が行われてはならないこと、および妊娠や母親であることを理由として女性を低い地位においてはならないことである。各加盟国は、2007年12月までに本指令の内容を国内法化することが求められた。その適用範囲は、不特定多数の公衆に提供される物品およびサービスの入手・提供である。これには、すべての保険商品が含まれる。

さらに、同第 5 条 1 項において、各加盟国は、2007年12月21日以降に締結する全新契約において、保険料及び保険給付の算定要素としての性別の使用により、個々の保険商品および関連商品の保険料・保険給付に格差が生じないように必要な対応を行うものとするとの規定が置かれた。しかしながら、同条第 2 項において、「第 1 項にも関わらず、加盟国は2007年12月21日より以前に、性別の使用が保険数理および統計上の正確なデータに基づくリスク査定における決定的要素であることが明らかである場合、保険料・保険給付に男女間の格差を設けることを認可することができる。当該加盟国は保険数理上における決定的要素である性別の使用に関する正確な情報を蓄積し、公表すると同時に定期的に更新するものとし、これらを欧州委員会に報告する。

---

(1) Case C-23//09 : Judgement of the court, 1 March 2011, Association Belge des Consommateurs Test-Achats and Others.

当該加盟国は、それらの決定につき、第16条に規定する欧州員会の報告書を考慮しつつ、2007年12月21日より5年経過後に見直すとともに、その結果を欧州委員会に報告するものとする<sup>12)</sup>と定めた。

この第2条の除外規定は、男女均等待遇指令案が欧州委員会より公表された際には、存在しなかった。しかしながら、その公表時、その作成を主導した欧州雇用・社会局局長は、「本指令案に対し、いくつかの業界から悲観論が聞こえてくるものの、本指令は、物品およびサービスの入手・提供における男女差別を容認せず、EUにおけるビジネス及び消費者価格に男女差別のない環境を保障するものである。」とコメントした。ここで言及されている業界とは保険業界のことである。この指令は、保険業界における保険料及び保険給付計算時に男女別の差異を設けていることに対するものであるとの見方が一般的であった<sup>12)</sup>。

欧州委員会が、男女別保険料率の使用を禁止する第一の根拠は、平均寿命を決定づける主要要素は性別ではないとする研究報告が近年多数なされたことである。平均寿命を決定する要素は、婚姻状況・社会経済的状況・雇用状況・居住地域・喫煙習慣・食生活など他の要素による影響が、性差よりも大きいとされる。この生活スタイルや環境要因を排除した場合、男女間の平均寿命格差は0～2年の範囲に収まるとされる。

また、女性の平均寿命は男性の平均寿命よりも長い<sup>13)</sup>が、統計データによると、大多数の男女（86%）はほぼ同年齢で死亡している。さらに、自動車保険においては、女性よりも男性の保険料の方が高いが、事故率に影響する要素として、ここでは性別ではなく他の要素が担う影響の方が大きいと考えられる。医療保険においては、妊娠や出産の可能性があると理由で、女性の方が高額な保険料を求められているものの、出産により社会全体が恩恵を享受するにも関わらず、女性のみはその費用負担を強いている点で、差別が存在していると考えられるとする。

---

<sup>12)</sup> 寺師宗嗣「男女別保険料率禁止を巡る欧州保険業界の動向」生命保険経営第80巻3号5頁（2012）

すなわち、欧州委員会は、「リスク算出において、本来は社会経済状況や生活習慣など様々な要素を考慮する必要があるにもかかわらず、保険会社は、それらに近似する要素として、便宜的に性別を使用しているに過ぎない」と結論したのである<sup>(13)</sup>。

これに対し、欧州保険委員会は、強硬に反論を行った。すなわち、女性が男性より長寿であること、および、男性ドライバーの事故リスクが高いことにつき、有意な統計上の差異が存在する。さらに、加入者の生活習慣は時間の経過とともに大きく変化するが、生命保険は長期間の契約である。保険商品のリスク要素として加入者の細かな生活習慣に依存することは危険であり、保険加入時に個人の生活習慣を細部にわたって告知を求めることはできない。また、医療保険において、女性への支払い給付金額は男性への支払い給付金額よりも40%上回っており、その女性への支払い給付金額のうち、妊娠・出産に関する支払いは7%に過ぎず、この妊娠・出産の影響を除いたとしても、女性への支払い金額がより高額であるとの根拠を示した。

したがって、男女共通の保険料率の使用が義務付けられれば、男女間のリスクの区分が不可能となることから、保険会社としては支払いに対する財務の安全性を見込み、全体として現在よりも保守的な保険料率を使用せざるを得ないこととなる。これは結果的に保険料は上昇を招くと保険業界は主張した<sup>(14)</sup>。

ここでの意見の対立は、男女の違いが、「差別」なのか「区分」なのかという認識の違いによるものである。

指令案公表後、保険業界による強力な活動により、2004年6月のEU理事会の検討会において、当時のEU加盟国25カ国中、イギリス・フランス・ドイツを含む17カ国が指令案に対し反対意見表明した。

イギリス有力紙における読者向けアンケートにおいて、「男女の差別を許すことはできないが、男女別保険料率の使用を差別とは思わない」とする回

---

(13) 前掲寺師 60 頁

(14) CEA, Gender Equality in Insurance Frequently Asked Questions, 19 January 2004, p.2.

答が90%を占めるなど、男女別保険料率の使用を支持する声が強かった。

このため、最終的な男女均等待遇指令において、保険料および保険給付のリスク算出要素として性別の使用を禁止することを原則としつつ、性別による保険料率格差が正確なデータに準拠し、それらが定期的に更新・公表されている限りにおいて、男女別の保険料率の使用を認めることができるとする除外規定が挿入される形で、可決された。ただし、当該除外規定は、各加盟国において2012年12月までに再度見直しが実施されることで合意された。

ベルギーの消費者協会によるEU司法裁判所への付託に際し、EU司法裁判所の独立法務官の意見書は、次のような根拠により、当該指令の除外規定は無効であるとの意見書を公表した。すなわち、EU法における男女平等原則は絶対であることから、厳格な基準をもって判断すべきである。男女別に取扱いに差異を設ける場合には、性別に関する明確な生物学的根拠により正当化されなければならない。男女均等待遇指令の除外規定は、男女間の保険リスクの相違はすべて統計上に現れるという粗雑な前提に基づいているにすぎず、そこに生物学的な相違は全く考慮されていない。また、性別以外のリスク要素を取り入れることの複雑性は理解できるものの、その複雑性の回避を目的として、性別という安易なリスク要素を採用することは許容できるものではない。また、男女共通料率の導入によって保険料が上昇する可能性があるという事実は、男女間の差別を容認する重大な根拠とはなりえない。性別は、人種や種族の出身と同様、その個人とは切り離せない関係にあり、個人による影響が全く及ばない性質のものである。

このような根拠により、性別を保険リスクに関連付け、男女間の取り扱いに違いを設けることは法的に不適切であり、EU司法裁判所は男女均等待遇指令の除外規定は無効であることを宣言すべきであると、主張した。

この独立法務官の意見は、EU司法裁判所の判断に大きな影響を与えた。EU司法裁判所は、上記のとおり、男女均等待遇指令における除外規定は無効とする判断を最終的に下した。その根拠は以下のとおりである。

まず、男女均等待遇指令は、男女の性差による差別を禁止し、すべての分

野において男女間の平等を確保する EU 基本権憲章およびその他の EU 法に明確に基づくものである。従って、男女均等待遇指令における除外規定の妥当性は、これらの原則の下で判断されなければならない。

男女均等待遇指令は、除外規定の時間的制約について言及せず、2012年12月の見直し後も、保険料・保険給付計算において男女間の相違を維持することが事実上認められている。恒久的な男女別の取り扱いは、当該指令の本来の目的に反するものであり、EU 基本権憲章における男女平等の原則とも両立しえない。

さらに、男女均等待遇指令の制定当初は、各加盟国において男女別保険料率が広範に使用されているとの状況を鑑み、除外規定を設けることにより引き続き男女別保険料率の使用を可能とすることとした。制定当初においては、2012年までの猶予を与え、除外規定の妥当性を改めて検討しようとする立法者の判断は容認できるものとした。すなわち、現行の除外規定の存在を容認したが、その除外規定は恒久的なものではないとし、男女別保険料率の使用は、制定当初再検証する期限とされていた2012年12月に、無効とする判決を下したものである。

独立法務官の意見書では、生物学的な根拠に基づく場合には、男女間の性別による差異を区別であるとしているのに対し、EU 司法裁判所の判断は、男女間の性別による差異は、絶対的に禁止であるとするものである。すなわち、この判決により、生物学的に有意な差異を証明するデータを提示することができたとしても、男女別保険料率の使用は絶対的に認められないこととなった。

#### 4. イギリスの動き

2010年、イギリス保険業協会は、これらの動きを受け、「保険の価額決定における男女別料率の使用について」という調査報告を公表した<sup>(15)</sup>。その中で、保険契約における個人情報のうち、性別は、年齢に次ぐ第2位に重要な

情報であると明示した。さらに、以下の点で男女別保険料率の必要性を訴えた。現行、男性と女性の保険料の比は、30：20であり、生命保険契約者の男女比は7：3である。男女同一の保険料率が適用された場合、保険料率は、女性が14～20%上昇し、男性が0～5%減少されると予測し<sup>(15)</sup>、女性の保険料率の大幅な上昇を指摘した。さらに、保険引き受けに際し、現行では重要な情報である保険契約者の性別を判定できないため、他の有益な情報を得るために医学的な検査を求めることとなる。このことは、保険契約者に物理的な負担を強いることになるとともに、そのコストも保険契約者に転嫁されることとなる。更なる影響として、保険会社は、性別に代わる指標として、職業やBMI等の指標を用いることが予測されるが、これらの指標の確実性については確かな証明がなされているわけではないため、保険契約者が苦情を申し立てた場合にこの差異を十分に説明できないことになる。

また、このような新たな指標の作成は、規模の大きい保険者にとっては、情報の蓄積等により比較的容易であると予測されるが、規模の小さい保険者にとってはより難しいものとなる。このことは保険市場において新たな不均衡を生むこととなる。

さらに、全体的な保険料の上昇によって、保険に加入することを躊躇する人の増加が予測される。現在、生命保険は長期の契約が基本であり、そのことを前提として保険商品が作成されている。しかしながら、保険料が上昇すると、長期契約が減少し、保険商品の構成に影響を与えることとなる。

さらに、女性の保険料が大幅に上昇することにより、より女性が保険加入に躊躇することとなり、保険契約者の構成における男女比が異なるようになる。そのことは、保険会社の支払い能力に影響を与える可能性がある。

以上のような理由により、男女同一の保険料率には反対の立場を明確にした。

---

(15) ABI Research Paper No.24, 2010 “The Use of gender in Insurance Pricing Analysing the impact of a potential ban of the use of gender as a rating factor”

(16) 上掲 Table 7, p70

EU 司法裁判所の判決に際し、イギリスの保険業協会は、不幸にも保険者がこの戦いに負けたことに大変失望しているとの意見を公表した<sup>(17)</sup>。すなわち、この判決は、イギリスの保険業界が、最近10年間にわたって、男女別料率の禁止が消費者のためにならないと訴えてきた戦いを無視するものであるとした。しかしながら、判決が確定した以上、当該判決に基づき、保険料率をなるべく速やかに変更するとした。

## 5. 日本法への示唆

生命保険契約は、保険事故発生の際、即ち被保険者の死亡時に、一定金額の支払いを内容とする定額保険契約である。この一定金額（保険金額）は、保険者と保険契約者との合意により自由に約定することができ、商法上、その金額の約定について制限はない<sup>(18)</sup>。保険事業の免許申請に必要ないわゆる基礎書類の一つとしての事業方法書には、被保険者1人について契約しうる保険金額の最高限度を定めるのが通例である<sup>(19)</sup>が、これは保険会社の従うべき準則にすぎず、保険契約そのものの効力とは関係はない<sup>(20)</sup>とされる。

しかしながら、生命保険契約は、払込保険料の総額と支払保険金額との差が大きいため、賭博的に悪用されるおそれや関係者が故意に被保険者を死亡させるおそれなどのモラルハザードを生じさせる危険がある。そのため、保険者は、被保険者の収入・資産等の経済条件によってその上限を定めており、極端に差のある高額の保険金額の保険契約は締結しない。

現在、日本では、男女の収入格差は大きく、平均値で、男性555万円、女性343万円<sup>(21)</sup>となり、女性は男性の約6割の収入にすぎない。また、企業の

---

(17) ABI News Release “European Court of Justice Gender ban is disappointing news for UK insurance customers says the ABI”

(18) 大森忠夫「保険法」(1991), 259頁

(19) 保険業法1条2項2号、保険業法施行規則11条3号

(20) 野津務「保険契約法論」(1942), 411頁

(21) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/>

課長相当職以上に占める女性の割合は6.2% (男性93.8%)<sup>(22)</sup>であり、イギリス等 OECD 主要加盟国が30%以上である。

このことから、高収入を得て、高額な保険金額の保険契約を保険会社と締結できる者は、男性が多いことが推測される。さらに、イギリス等 OECD 主要加盟国の管理職の女性の割合が30%以上であることから、その傾向は EU 加盟国より鮮明に表れると予測される。

第2章で述べたように、現行の保険料率は、男性が女性よりも高額に設定されている。EU 加盟国の保険会社は、2012年12月より男女別保険料率が使用禁止となり、男女共通の保険料率を使用した保険商品を販売する。日本において、同様に男女共通の保険料率が適用されると、男女の保険料率が同一となるため、現行では高額な男性の保険料が減額され、低額の女性の保険料が増額されることとなる。

保険契約の加入を検討する場合、毎月の掛け金である保険料は、加入する保険会社を決定する際に重要な要素である。保険契約額に比例して会社利益は上昇するため、より高額な保険契約を獲得しようとすることは、インセンティブとなりうる。そのため、男女共通の保険料率の導入を、日本に求めることが予測される。第2章で見たように、保険料率は各社が独自に決定することができ、それを監督官庁が認可されれば、商品として提供されることとなる。

また、男性にとって、より低額な保険料により以前と同額の保険金を得られることになり、より積極的に保険加入をしたいという欲求を得、またより高額な保険に加入したいという欲求を得ることとなる。これとは逆に、より高額な保険料でしか以前と同額の保険金を得られない女性にとって、保険に加入したいという欲求が減少し、より少額の保険にしか加入したくない（できない）ことになる。このことは、保険契約者全体の中での男女比を崩すことになりかねない。

---

(22) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

このように、男女間の性別による保険料率の区分を禁止する EU 司法裁判所の判決は、直接には、日本には何ら義務を生じないが、日本に外圧という形で影響を与える可能性は高いと思われる。また、日本では、男女間の収入格差が顕著であること、および高額所得者における男性の比率が EU 加盟国より著しく高いことから、高額の保険商品を購入する被保険者に占める男性の割合は、非常に高いと推定される。このような男性にとって、男女共通保険料率による保険料の算出は、保険料の減額または保険金額の増加をもたらし、保険加入のインセンティブを強く持つこととなる。

外国企業の保険会社が、このような男性のみをターゲットとした保険商品を開発し、認可された場合、優良な高額保険契約者がそのような保険商品に集中することとなることが予測される。そうなれば、前述の男性と女性によるインセンティブの違いによる逆選択の問題とは異なる保険契約者内の構成が生じることになる。従って、日本においても、EU 司法裁判所の判決に基づいた法規制を速やかに施行する必要があると思われる。